

質 疑 回 答 書

| 番号 | 仕様書番号 | 質 問 | 回 答 |
|----|-------|---|--|
| 1 | | ⑤現場代理人について「単独企業、共同企業体の代表企業は、一級建築施工管理技士または一級土木施工管理技士の資格を有する現場代理人を配置できること。」となっていますが、配置する現場代理人は常駐する必要があるでしょうか。ご教授ください。 | 工事期間中は現場に原則常駐とする。現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、甲との連絡体制が確保されると認められた場合は、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととする。 |
| 2 | | ②提出方法について「表には「落合クリーンセンター煙突解体撤去工事に係る業務委託 入札参加表明書等在中」と朱書きすること。となっていますが、提出物は封筒に入れ密封し届出印による封印が必要でしょうか。また、提出部数は1部でよろしいでしょうか。ご教授ください。 | 封印のうえ、1部提出すること。 |
| 3 | | 工期について「契約締結の翌日から令和10年12月28日までとする。」とありますが、何らかの理由により、工期の始まりが入札説明書に記載のある令和8年10月予定から早まる可能性はあるでしょうか。ご教授ください。 | 本業務は9月議会（開催日未定）での承認を想定しているため、工期の始まりが9月に早まる可能性はあるものとする。 |
| 4 | | 解体対象物として「敷地内の施設のうち、建築物として煙突、渡り廊下、プラント設備として煙道、煙突内筒、煙突下部の白煙防止機器室・機械室内機器を撤去すること。」とありますが、一方で解体対象主要設備として（ア）煙突内筒 3基（イ）煙道とあります。本工事には煙突（外筒 RC造）は含まないとの解釈でよろしいでしょうか。ご教授ください。 | 要求水準書 P.1 の 1 (7) に記載ある「煙突」には、外筒 RC造も含む。 |
| 5 | | 煙突の地上部撤去後の開口の閉鎖措置はベニヤ板での閉鎖でよろしいでしょうか。煙突下部の北面、東面の土間の打ち替えについて、位置、範囲(m2)、仕様（材料、厚さ等）を具体期にご指示ください。 | 人の立ち入り、人の落下防止、そして雨水侵入防止を目的とし、耐久性のあるもの（経年劣化による著しい老朽化がないもの）とする。尚、本業務は入札説明書 P.2 に記載ある通り、設計業務（詳細な仕様の検討）も本業務に含めるものとする。 |
| 6 | | 「煙突下部（内筒撤去部）は、最寄りの雨水排水桝に排水が可能な構造とすること。」とありますが、内容があいまいでわかりかねます。位置、構造、数量等を図示等で具体的なご指示をお願いします。 | 堅ダクトスペース床スラブに雨樋があり、この雨樋は外部の雨水排水施設へ接続されていることから、この雨樋に排水するなど仕様検討すること。尚、本業務は入札説明書 P.2 に記載ある通り、設計業務（詳細な仕様の検討）も本業務に含めるものとする。 |
| 7 | | 渡り廊下撤去後の工場等側開口部の人の転落防止措置は単管でよろしいでしょうか。また煙突側の機械室屋根の開口部の閉鎖措置はベニヤ板でよろしいでしょうか。要求する仕様等があればご教授願います。 | 工場棟側の既設壁同材による閉塞とすること。（渡り廊下設置壁材再利用可とする。）機械室屋根閉塞は、人の立ち入り、人の落下防止、そして雨水侵入防止を目的とし、耐久性のあるもの（経年劣化による著しい老朽化がないもの）とする。 |
| 8 | | 「煙突解体工事を行うに当たっては、ごみの中継業務については停止するものとする。」とありますが、工事期間中は、ごみの中継業務は中止と考えてよろしいでしょうか。ご教授ください。 | よろしい。ただし、工場棟での維持管理業務は継続しているものとする。 |
| 9 | | 「工場棟北東側のガスメーター室、苛性ソーダ貯槽、受水槽については、敷地内で工事を行うにあ | 要求水準書 P.15 に記載ある通り、本工事は性能発注方式での発注のため、支障となると判断した場 |

| | | |
|----|--|---|
| | たって支障になるようであれば地上部分の撤去は可とする。」とありますが、撤去費用は設計変更(工事費の増額)協議の対象と考えてよろしいでしょうか。ご教授ください。 | 合の撤去費用は本業務費に含まれるものとし、契約変更対象外とする。 |
| 10 | ガードマンの設置は、煙突周りの仮設設備(足場)設置期間、除染期間を除いた煙突解体期間にガードマンを設置すると考えてよろしいでしょうか。ご教授ください。 | 工事車両動線の出入口には、交通誘導員を完成引き渡しまでの施工期間配置するものとする。 |
| 11 | 仮囲いの範囲がわかりかねます。仮囲いの範囲、位置等を図示願います。あるいは本工事で使用可能な敷地の範囲を図示願います。 | 仮囲い設置の目的は、資材エリアおよび工事エリアへの侵入防止対策とする。敷地内の仮囲いの範囲については、工事制約図を参照すること。煙突の東側については、敷地境界線に沿い(20m程度)、煙突の北側については、北側歩道との境界に(5m程度)仮囲いの設置を想定している。 |
| 12 | 「騒音・振動については工事中に常時測定し、測定結果をリアルタイムで近隣住民が確認できるモニタを設置すること。」とありますが、測定箇所は1か所と考えてよろしいでしょうか。ご教授ください。また測定位置も併せてご教授ください。 | 測定箇所は要求水準書 P.21 に記載ある通り、4箇所とする。詳細な設置位置については、契約後の協議とする。 |
| 13 | 工事用水について、施工箇所周辺で使用可能な水道栓の位置を図示願います。 | 既存図面一式の「H23 年度_落合クリーンセンター給水設備改修工事」の図面を確認すること。 |
| 14 | 敷地内において仮設事務所設置可能場所を図示願います。また工事関係者用駐車場あるいは駐車可能なスペースを図示願います。 | 工事制約図の通りとする。詳細は契約後の協議とする。 |
| 15 | 市が提供する分析結果以外に新たに大量の有害物質(ダイオキシン類、アスベスト等)が発覚した場合、設計変更(工事費増額)協議の対象と考えてよろしいでしょうか。ご教授ください。 | 要求水準書 P.15 の 5 (1) にて示している通り、本業務の中で処理するものとし、契約変更対象外とする。 |
| 16 | 「建築物等に後年の補修又は増改築がなされている場合や、吹き付けの色が一部異なるなど複数回の吹き付けが疑われる場合には、吹き付けされた場所、時期ごとに試料を採取してそれぞれ石綿の有無を判断するよう留意すること。」とありますが改修された建物、工作物等の改修時期、改修箇所等の記録をご開示願います。 | 記録はございません。 |
| 17 | 神戸市様用の保護具は、何人分用意すればよろしいでしょうか。ご教授ください。 | 4人分とする。 |
| 18 | 「解体撤去時に発生する粉じん、騒音・振動等を防止するため、枠組足場及び防音パネル、養生シート等で養生し、周辺環境に対し万全な対策をとること。」とありますが、防音シートでもよろしいでしょうか。ご教授ください。 | 騒音規制法にて指定されている基準値を下回る場合、防音シートのみでも可とする。 |
| 19 | 「処理水の外部放流は一切認めないため、循環利用後の処理水は特別管理産業廃棄物として処理すること。」とありますが、処理水の水質を確認後、特別管理産業廃棄物の濃度基準を下回った場合、普通の産廃廃棄物として扱ってよろしいでしょうか。ご教授ください。 | 循環利用後の処理水は特別管理産業廃棄物として処理すること。 |
| 20 | 「本施設は、本工事後においても中継施設として供用する予定であり、工事後の供用に支障が無いよう配慮すること」とありますが、どのようなことに配慮すればよろしいでしょうか。具体的にご指示願います。また「中継施設として供用しているために必要な配線等設備がある場合は、煙突、煙道解体後の中継施設としての供用においても支障ないように、本工事後において切り直し等の措置を行うこと。」とありますが、内容があいまいで積 | 中継施設として使用しているのは、工場棟ではランブウエイ、プラットホーム、ごみピット、ごみクレーン、一部事務室、計量室、トラックスケール、計量業務控室等があり、これらを使用するにあたっては電気、給排水そしてガスが不可欠である。配慮内容としては、これらを指すものとする。切り直し措置については、工場棟側から煙道を経由している配管および配線のうち、解体後も継続利用するエリアに対して行うこと。受注後の協議 |

| | | |
|-----|--|---|
| | 算ができません。切り回しの具体的な内容（切り回し位置、距離、配線の種類、本数等）をご指示ください。もしくは、受注後の協議であれば設計変更の対象との認識でよろしいでしょうか。また現在、施設で電気に関する維持メンテナンスを行っている業者がいればご紹介いたします。 | ではなく、本工事費の中で行うものとし、契約変更対象外とする。尚、本業務は入札説明書 P.2 に記載ある通り、設計業務（詳細な仕様の検討）も本業務に含めるものとする。また、維持メンテナンスをする業者はない。 |
| 2 1 | 様式 2-6 「施工実績調書」と、様式 2-7 「添付資料提出確認書（10 業務実績を証明できる資料）」は同一の実績のことでよろしいでしょうか。（施工実績と業務実績とは同じものを指しているのでしょうか）また、それらに関する添付資料は、それぞれの様式に添付するのか、もしくは様式 2-7 のみに添付すればよろしいのでしょうか。ご教示ください。 | 1つの施工実績に対し、様式 2-7 をセットで提出すること。また、本業務のように、業務の中に「施工」も含まれている場合は、業務も実績として扱う。 |
| 2 2 | 5 法人税納税証明書および 6 消費税納税証明書について提出する納税証明書は、（その 3 の 3 「法人税」および「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用）を使用してよろしいでしょうか。ご教示ください。 | よろしい。 |
| 2 3 | 5 法人税納税証明書、6 消費税納税証明書、7 商業登記簿謄本について、入札公告日以降に交付された「写し」の提出でよろしいでしょうか。ご教示ください。 | よろしい。 |
| 2 4 | 「煙突下部の北面、東面の土間は地震の影響で沈下がみられるため本工事において打ち替えを行うこと」とありますが、現地確認では土間下の地盤の状況を確認するのが困難であったため、土間を打ち替えても土間下の地盤の健全性が確保できない可能性があり、改めて土間を打ち替えても沈下する可能性があります。また本工事の解体工事においても煙突本体の解体で必要となる仮設足場の設置に必要な地盤の健全性が確保できないため足場の計画が困難であり工事費の計上ができません。受注後、工事を実施するにあたって、煙突周りの地盤について事前調査を実施のうえ地盤の健全性を確保できない場合、地盤の健全性を確保するための対策費を設計変更（工事費の増額、工期の延長）の対象と考えてよろしいでしょうか？ | 沈下量については、100m ³ 程度とし、土の流出を抑えることなどの対策は講じることを想定している。 煙突周りの地盤について事前調査を実施のうえ、地盤の健全性を確保できないなど、当初想定できない内容を確認した場合は、協議対象（工期も含む）とする。 |
| 2 5 | 安全対策区域（煙突から半径 30m の範囲）は東側グラウンドに設置可能との解釈でよろしいでしょうか。この際安全対策区域は工所用敷地と考えてよろしいでしょうか？また安全対策区域に設置する万能塀には衝突防止と注意喚起を目的としたクッション材を設置することとなっていますが、クッション材の具体的な仕様をご指示ください。 | 安全対策区域は東側グラウンドに設置可能とする。ただし、安全対策区域は、あくまで安全のために人の立入りを禁止する措置であり、工所用敷地ではない。グラウンドの利用者は、徒歩や自転車等様々な利用、通行が考えられ、これらの利用において安全と考えられる仕様を検討すること。 |
| 2 6 | （2）単独企業又は共同企業体の代表企業に関する参加資格要件 ④単独企業、共同企業体の代表企業は、建設業法第 26 条に規定する監理技術者（業種：解体工事）を専任配置できること。 ⑤単独企業、共同企業体の代表企業は、一級建築施工管理技士または一級土木施工管理技士の資格 | 兼務可とする。 |

| | | |
|----|--|---|
| | を有する現場代理人を配置できること。 とありますが、監理技術者と現場代理人は兼務することは可能でしょうか。ご教示ください。 | |
| 27 | 渡り廊下撤去後の工場棟側及び煙突側の開口部の開口閉鎖の仕様（規格、材料等）がございましたらお示し下さい。 | 工場棟側の既設壁同材による閉塞とすること。 （渡り廊下設置壁材再利用可とする。）機械室屋根閉塞は鋼板材とすること。 |
| 28 | <p>・煙突東側歩道の安全対策 安全対策区域の範囲は、例示されている計算式で求めた距離以上を設定するとされていますが、その範囲が敷地境界を越えて隣接するグラウンド側にはみ出る場合においても隣地のグラウンド内に万能塀を設置するものと考えてよろしいでしょうか。</p> <p>・煙突北側歩道の安全対策 安全対策として、ガードマンを配置し、通行人を誘導、注意喚起するのみでよく、特に安全対策区域の明示等はしなくてもよいと考えてよろしいでしょうか。</p> | 煙突東側歩道の安全対策について、ご認識の通り。 また、煙突北側歩道の安全対策についても、ご認識の通り。 |
| 29 | 煙突北側歩道への出入りは可能でしょうか。また、可能な場合には車両での通行は可能でしょうか。 | 作業員の出入りは可能だが、車両の通行は不可とする。 |
| 30 | PCB 調査について、「PCB が含有されている設備及び資材は処理済みである。」と記載がありますが、蛍光灯の安定器も非含有と考えてよろしいでしょうか。 | よろしい。 |
| 31 | 煙突内筒には不定形耐火物に該当すると考えられる STR-100X 又は TS-100 等の使用が疑われるため、本工事において事前調査を実施するとの記載がありますが、調査の結果、不定形耐火物が使用され、かつ石綿含有建材と判明した場合は、それら除去及び処分に要する費用は設計変更対象になると考えてよろしいでしょうか。 | 要求水準書 P.15 の 5 (1) にて示している通り、本業務の中で処理するものとし、契約変更対象外とする。 |
| 32 | 煙突外筒撤去時の足場設置に際して、支障となる樹木及び植栽等は撤去及び外筒周囲の整地工事は可能と考えてよろしいでしょうか。また、煙突外筒撤去後の植栽等の復旧は必要なしと考えてよろしいでしょうか。 | よろしい。 |
| 33 | 処理水の項目に示される公害防止基準全項目の内容をお示し下さい。 | 水質汚濁防止法にて定める基準（健康項目、生活環境項目）をもとに、条例で定める上乗せ基準を遵守すること。 |
| 34 | ダイオキシン類除去において、「除染作業前に堆積灰をすべて取り除くこと」との記載がありますが、現状の堆積物量がわかる資料が No.1 の煙突内部の状況写真しか見受けられませんが、No.2 及び No.3 においても同等の数量（重金属類調査業務報告書 P33 No.1 煙突（堆積物）の写真）として考えてよろしいでしょうか。No.2 及び No.3 の状況写真がありましたらご提供お願いいたします。また、No.1 と同等とする場合は契約後調査を行い、No.2, No.3 の堆積物に著しい数量変更が生じる際は、設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。 | 神戸市が提供した書類をもとに想定すること。尚、要求水準書 P.15 の 5 (1) にて示している通り、本業務の中で処理するものとし、契約変更対象外とする。 No.2 および No.3 の写真はございません。 |
| 35 | 煙突外筒切断面（残置表面）は、機械研り仕上げによる仕舞でよろしいでしょうか。 | よろしい。 |
| 36 | 今回調査箇所（一覧）より、現地調査 No.3、5、7 などの石綿含有不明な建材（シーリング材、パッキン、吹き付けタイル等）に関して、「みなし含 | よろしい。 |

| | | | |
|----|--|--|--|
| | | 有」となっておりますが、契約後再度サンプリングを行い、非含有の場合は石綿除外対象物から除外できるものと考えてよろしいでしょうか。 | |
| 37 | | 今回調査箇所（一覧）より、現地調査 No.17、24、28 などの石綿含有なし（グラスウール）において、石綿に関しては「含有なし」となっておりますが、RCF（リフラクトリーセラミックファイバー）についても「含有なし」と考えてよろしいでしょうか。 | 貴社による事前調査対象とする。 |
| 38 | | 白煙防止室、機械室の外壁の吹付タイル及びシーリング材は、残置（撤去対象外）と考えてよろしいでしょうか。 | よろしい。尚、ALC 部分は撤去対象とする。 |
| 39 | | 白煙防止室、機械室の撤去対象は、機械設備（各配管、分電盤及び制御盤等を含む）のみとし、内壁の断熱材等は残置するものと考えてよろしいでしょうか。また、室内の壁、腰壁、床及び柱等の石綿含有物につきましても撤去対象外と考えてよろしいでしょうか。 | よろしい。 |
| 40 | | 煙突外筒北面の雨水柵は残置とし撤去対象外と考えてよろしいでしょうか。 | 煙突外筒、内筒撤去後の雨水排水設備としての流用が必要であれば残置、不要であれば撤去とお考えください。 |
| 41 | | 外筒外壁の石綿除去においても煙突外筒の撤去範囲が赤色で示されている範囲のみでよいと考えてよろしいでしょうか。 | よろしい。ただし、取合部において、石綿除去が必要な場合は対象とする。 |

(注) ・この質疑回答書は仕様書の追補とみなす。

・質疑回答書は優先順位第一位となるため、質問の有無にかかわらず必ず確認すること。